

○厚木市子ども育成推進委員会規則

平成25年 2 月20日

規則第 3 号

改正 平成25年 6 月26日規則第42号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市子ども育成条例（平成24年厚木市条例第31号）第14条第 4 項の規定に基づき、厚木市子ども育成推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの育成に関し、優れた識見を有する者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平25規則42・追加)

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(平25規則42・旧第 4 条繰下)

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平25規則42・旧第5条繰下)

(部会)

第7条 委員会は、特別の事項を審議させるため部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

(平25規則42・追加)

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平25規則42・旧第6条繰下)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、厚木市子ども育成条例主管課で処理する。

(平25規則42・旧第7条繰下)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平25規則42・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。